

社会福祉法人 四ッ葉福祉会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人四ッ葉福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の職員としての立場を有する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、22万円以内とする。

3 非常勤役員に対する報酬は、理事会・評議員会等出席の都度一人一律5,000円とする。

4 評議員の報酬は、評議員会出席の都度一人一律5,000円とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 非常勤役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別に定める「四ッ葉福祉会 旅費規程」の規定に基づいて支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

（公 表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補 則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

（附 則）

この規程は、平成29年06月22日から施行する。

ただし、平成29年06月01日から適用する。